

## 解体工事業の考え方について

平成 28 年 5 月 17 日許可事務ガイドラインでは

### (23) 解体工事

それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。とあります。

これに伴い専門工事に該当する工事で建築される構造物を解体する工事は専門工事であるといった部分がことさらに強調されている傾向があります。

建設工事の内容（昭和 47 年 3 月 8 日建設省告示第 350 号）には土木一式工事の例として総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造、又は解体する工事を含む。以下同じ。）とあります。このカッコ内「以下同じ」はどこまでにかかる文言でしょうか？

私の理解では専門工事に該当する解体工事とはそれぞれの専門工事の施工管理能力が必要な工事が専門工事に含まれる解体工事であると理解しておりました。

しかし今回の通達を確認し、専門工事で作成したものは専門工事で解体するということとなるかと思えます。そうすると解体工事に該当する工事というのはかなり限定的になるように感じます。

※それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。（建設業許可事務ガイドライン）

### 具体例

建築一式工事	解体工事	各専門工事
		
<ul style="list-style-type: none"><li>・高層ビルの解体工事</li><li>・解体工事と、立て替え工事を一体で請け負う工事</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・家屋等の解体工事</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・信号機のみを解体する工事（電気工事に該当）</li></ul>

## 質問

①建物を解体し、新たに新築する場合は建築一式工事であるとありますが、この場合建物解体部分は建築一式工事としての工事なのか、新たに新築するための付帯工事としての解体なのでしょう？

一式工事については数種の専門工事業者を下請けとして使うことを前提に許可が設定されているため、付帯工事という考え方をすることはできない。つまり建築一式工事としての解体である。ただし、解体部分を下請けに発注する際には専門工事である解体工事として発注する。

②上記具体例の信号機のみを解体する工事については電気工事に該当とありますが、ここでいう信号機にはポールや基礎も含むのでしょうか？

信号機本体にはポールや基礎は含まれないと考える。移築したり、産業遺産のように状態を保持したまま解体するような場合は電気に関する知識が必要であることから、ポール基礎を含め電気工事に該当するが、そうでない場合は解体工事に該当する。ただし、電気配線を断線する工事については電気工事業に該当することは言うまでもない。

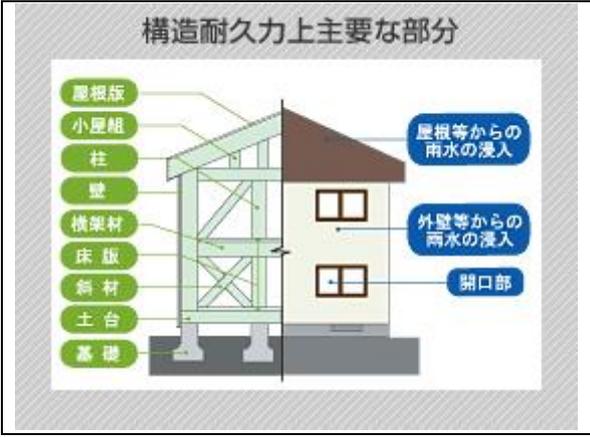
③通達の文言通り読むと内装部分の解体は内装工事であるということですが内装工事の場合付帯工事として、電気、管、造作（大工）などの工事が考えられます。内装の解体の場合はそれら建築時の付帯工事部分の解体も内装仕上工事の付帯と考えることができるのでしょうか？それとも内装仕上工事の本工事が上記「そのみ」の対象となり、付帯工事部分も含んで解体する場合は「そのみ」に該当せず、解体工事業になるのでしょうか？

建設リサイクル法の関係でいえば内装を解体する工事は解体工事に該当する。（一定面積を超える場合には解体工事業者登録が必要）ことから、内装仕上工事業者が解体工事業者登録をせずに行うことはできないと考える。内装工事を解体する場合はクロスのみを外すなど内装仕上工事部分のみの場合は内装仕上工事であるが、電気配線や配管、造作など付帯工事部分まで含めた解体工事については、内装仕上工事ではなく解体工事に該当する。

ここでいう「そのみ」に該当するケースとしては屋根の吹き替えに伴う瓦の撤去工事、コンセントやスイッチの付け替えをする工事や、エアコンやガス給湯器の取替工事など専門工事メイン部分が考えられる。

下記事例によれば屋根版を全部外す工事は屋根工事の付帯ではなく、解体工事業の登録が必要とされていることから、屋根版のみを解体する工事は解体工事と考えられる。※ただし構造耐久力上主要な部分であるので、解体時には建物建築にかかる専門的な知識が必要であることから、解体工事業ではなく建築一式の解体に該当すると考えられる。

国土省建設リサイクル法 質疑応答 Q100 解体工事のうち、解体工事業者登録が必要なものはどのようなものか？（参考）解体工事の具体例より

工事の内容	種類	対象建設工事	登録	理由
屋根ふき材の交換に当たり屋根版が腐っている等の理由により屋根版を交換しないと屋根ふき材の交換ができない場合	解体＋新築	解体＋新築	不要	屋根版は構造耐力上主要な部分に当たるため、その交換は解体工事＋新築工事となる、ただし屋根ふき材の交換の付帯工事として行われる場合は、登録は不要 
屋根版の全部交換	解体＋新築	解体＋新築	必要	屋根版は構造耐力上主要な部分に当たるため、その交換は解体工事＋新築工事となる

④各種専門工事で築造した工作物のみを解体する場合は専門工事として解体を行うわけですが、その場合は当然に専門工事業者としての建設業許可を持っているだけではダメで、解体工事業者登録が必要なのではないでしょうか。

建設リサイクル法によれば床面積のないもの、専門工事の付帯として行われる解体工事について、解体工事業者登録は不要とされている。また一定面積に満たないものも同様とされている。

⑤各種専門工事として行った解体工事はそれら専門工事の施工実績として許可申請上認められるのでしょうか？

専門工事として行う解体工事については、専門工事として築造した目的物「そのみ」の解体（他の専門工事で作成された工作物から当該解体部分のみを除去すること）であることから、（その目的物の除去には築造時の知識があることが当然に望ましい）専門工事の施工実績とすることは可能。